

和歌山県特別職報酬等審議会（第2回）

日時：令和8年7月23日（木）10時00分～11時00分

鈴木職員課長（事務局）

皆様、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第2回特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日は委員がご都合によりご出席いただいておりますが、9名の委員が出席されています。和歌山県特別職報酬等審議会の設置等に関する条例第5条第2項の規定に基づき、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、第2回審議会の審議を始めます。

7月3日に開催しました前回の審議会では、特別職の報酬等について「引上げ」を行うということで決議いたしました。

本日は、前回の審議会でもいただいた意見等を踏まえて、引上げを行う具体的な改定額や改定率について議論をいただくとともに、改定する時期や答申内容についても議論していきたいと思います。

議事に入る前に、前回の審議会でも、議決の方法について、「できる限り全員の合意に達するよう協議を行うものの、やむを得ない場合には採決を行い、出席者の過半数で決定する」ことを取り決めましたが、その採決方法について詳細を決めておりませんでしたので、改めてお諮りしたいと思います。

採決を行う場合には、会長は採決に加わらないこととし、可否同数の場合には会長が決するというようにしてよろしいでしょうか。また、会長は採決には加わりませんが、委員として意見を述べることはできることとしたいと思います。

また、欠席委員から事前にいただく書面でのご意見につきましては、審議会当日の議論により、どのような案で採決を最終的に行うのかわからないので、採決には含まないということにいたします。

よろしいでしょうか。

各委員

はい。

会長

異議がないということを確認いたしました。ありがとうございます。

その他、議事運営について何かご質問はありますか。

特に無いようですので、議事に入りたいと思います。

前回の審議会でも事務局から改定案の説明がありましたが、事務局から追加で提出いただいた資料がありますので、説明をお願いします。

鈴木職員課長（事務局）

それでは、追加資料の説明をいたしますが、その前に、前回の審議会でも提出しました資料に訂正がございましたので、ご説明申し上げます。

前回配付いたしました「和歌山県特別職報酬等審議会資料」の10ページ「4 審議会の開催状況、報

酬（給料）の改定状況」中で、2か所誤りがありましたので、訂正版を配付しております。

1つ目の訂正箇所は、左の「直近の審議会開催年度」の表中で、前回資料では「令和6年度」に「鳥取県」を記載しておりましたが、「令和7年度」の開催が直近の開催年度となります。そのため、令和6年度開催数が「5」から「4」に訂正となり、令和7年度開催数が「13」から「14」に訂正となります。

2つ目の訂正箇所は、右の「近年の改定状況」の表中で、秋田県の改定前の適用日が「H18.4.1」となっていたのですが、「H18.7.1」が正しい適用日でした。申し訳ございませんが、差し替えよろしくお願いいたします。

続きまして、追加資料について、ご説明いたします。追加資料としましては、4種類の資料を配付しております。

1つ目の資料は「事業所規模5人以上の給与額の推移」、2つ目の資料は「民間給与実態調査の対象事業所（人事院・人事委員会）」、3つ目の資料は、「近年の改定状況（令和7年度～）」、4つ目の資料は「政務活動費について」になります。

まず、「事業所規模5人以上の給与額の推移」の資料をご覧ください。

この資料につきましては、前回の審議会で、全事業所の給与額の推移のわかる資料があればと要請いただいたところですが、統計資料上、適当な資料がなかったため、「事業所規模5人以上」の給与額の推移がわかる資料をご用意しました。

データにつきましては、厚生労働省の毎月勤労統計調査を参照し作成しております。

上段には、「現金給与総額」の平成18年度から令和7年度までの推移をまとめています。この「現金給与総額」とは、労働者に支払われる所得税や社会保険料控除前の給与の合計額で、退職金は含まれません。残業代やボーナスを含んだものになります。

和歌山県については、平成18年度と令和7年度を比べた増加率を右側の上段の太枠で囲っていますが、「3.57%」増加しています。全国状況については、その下に太枠で囲っていますが、「5.74%」の増加となっています。

下段には、「所定内給与」の平成18年度から令和7年度までの推移をまとめております。「所定内給与」とは、定期的に支払われる給与から、残業代を除いたもので、ボーナスなど特別に支給されるものも除いたものになります。

和歌山県については、同様に下段の太枠で囲っていますが、平成18年度と令和7年度を比べた増加率は「2.67%」となっています。また、全国状況については、「5.61%」の増加となっています。

続きまして、「民間給与実態調査の対象事業所（人事院・人事委員会）」の資料をご覧ください。

こちらの資料については、前回の審議会で御発言のあった人事院や各都道府県等の人事委員会が実施する民間給与の実態調査や調査対象事業所の規模の説明資料となっております。

「民間給与実態調査」については、人事院や地方公共団体の人事委員会が分担して実施する政府統計となっており、公務員の給与と民間の従業員の給与とを比較検討するために作成されているもので、人事院や各都道府県等の人事委員会が公務員の給与を改定する勧告の基礎資料として活用しています。

公務員の給与は、公務員が労働基本権の制約がある中で、代償措置として、人事院や人事委員会が勧告を行うこととされており、また、社会一般の情勢に適応するように必要な措置を講じることとなっているため、本調査により民間の給与水準と公務員の給与水準を比較し、決定することとされています。

調査対象事業所につきましては、現在、「企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所」とされています。この事業所の規模は、人事院と各都道府県等人事委員会が共同で民間給与実態調査を行うこととなっており、全国同じ基準で行っております。

なお、平成 18 年から令和 7 年までは、「企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上」が調査対象となっていました。

調査対象事業所の規模の変更につきましては、令和 7 年に人事院や人事委員会において、近年、行政課題の複雑化、多様化する中で、公務員の業務の重要性や困難性が高まっており、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする必要があるとして、従来の 50 人以上から 100 人以上の見直しが行われています。

続きまして、「近年の改定状況（令和 7 年度～）」の資料をご覧ください。

こちらの資料は、前回提出し、先ほど訂正しました「和歌山県特別職報酬等審議会資料」の 10 ページ「4 審議会の開催状況、報酬（給料）の改定状況」に記載しています「近年の改定状況」の一覧を補足した資料となっています。

前回の資料については、令和 7 年度以降に改定を行った 18 都道府県の知事のための改定額を記載していましたが、他の特別職の改定額や改定率がわかる資料としております。

また、主な改定の考え方毎に整理しており、1 ページ目は、左に「部長級・幹部職員の給与改定率やその累積等を考慮した団体」8 団体の状況、右に「一般職の給与改定率やその累積等を考慮した団体」7 団体の状況を記載しています。

なお、右の表にある鳥取県につきましては、諮問機関としての特別職報酬等審議会を廃止しており、かわりに、知事等の給与に関する有識者会議を設置し、知事、副知事の給与の見直しに関する意見を聴くこととされています。議員報酬の見直しについては、議会自らが行うこととされており、知事、副知事とは違った動きをしており、令和 7 年 4 月は議会が改正を見送ったため、議員の改正はなしとなっています。

2 ページ目は、左の表が「財政力指数類似団体との均衡等を考慮した団体」2 団体の状況、右に「地域手当を廃止し給料と一元化した団体」1 団体、京都府の状況を記載しています。

なお、京都府につきましては、地域手当を廃止し一元化する見直しを行っており、議員については、地域手当は支給されていないことから、改定はなしとなっています。

続きまして、「政務活動費について」の資料をご覧ください。

こちらの資料につきましては、議会事務局から説明をいたしますので、よろしくお願いします。

岩谷総務課長（県議会事務局）

それでは、和歌山県議会の政務活動費についてご説明いたします。お手元の「【概要】政務活動費について」を御覧願います。

まず目的についてですが、和歌山県政務活動費の交付に関する条例に基づきまして、議員の調査研究、県政の課題や県民の意思の把握、また住民福祉の増進を図るための活動などに必要な経費の一部として、会派と議員に交付されるものでございます。

また、対象となる経費につきましては、調査研究費、研修費、広聴広報費など、条例で定める経費種別に正確に制限をされております。

次に、交付額でございます。

会派分として所属議員 1 人につき月額 3 万円、議員個人分として月額 27 万円が交付されます。合算すると、年間で 1 人当たり 360 万円となっております。

次に、年間のスケジュールでございますが、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回、四半期ごとに前払いされますが、翌年 4 月末までに収支報告書を提出し、実績の精算を行います。

活動に使わなかった残余额があれば、1 円単位で全て県に変換されます。

次に、情報公開につきましても、4月末までに提出された報告書と領収書につきましては、その年の7月1日から公文書開示請求手続きは不要で、議会事務局内で閲覧をしていただけます。

また平成29年度からは収支報告書が議会ホームページで公開をされております。

制度の経過につきましては、記載の通りとなっておりますが、平成12年の地方自治法改正を受けまして、和歌山県で平成13年から政務調査費としてスタートし、19年の条例改正で会派と議員の交付割合変更、さらに平成24年、地方自治法改正に伴いまして現在の政務活動費へと移行しております。

参考としまして、条例の一部抜粋したものを配布させていただいております。以上でございます。

鈴木職員課長（事務局）

以上で追加資料の方の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

具体的な改定率、改定額について、ご意見いただく前に、今の資料や前回説明ありました3案などについて、ご質問があればお伺いしたいと思います。ご質問がございましたら挙手をお願いします。

（各委員から挙手なし）

会長

特にないということによろしいですかね。

それではまず、本日欠席されておられます委員から事前にご意見を伺っておりますので、事務局から紹介をお願いします。

鈴木職員課長（事務局）

委員から事前にご意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

提出いただいた意見書は、委員の了解も得ていますが、今、配布したものになります。

意見書の内容は、まず【要約】として、「改定案3を選択することに賛成いたします。特別職の職務は管理職（部長級以上）との連続性が高く、改定額が抑制される改定案3は県民の理解を得やすいためです。ただし、手続きの複雑さは長年の据え置きに起因するため、『今後は定期的に審議の場を設けること』を付言した上で改定案3を採用することを意見いたします。」

以下、【意見】として、「算定基準に関する考え方」「改定案3を推奨する理由」「課題と今後の運用に関する付言」として詳細な内容を記載いただいておりますので、こちらも読み上げさせていただきます。

「1. 算定基準に関する考え方。特別職の報酬等は、公的分野における職務であることを考慮し、公務員給与を基準として考えることが適当です。直近20年ほどの公務員給与は、一般職員を増額し、管理職（部長級以上）の水準を下げる方向で改定が行われてきました。特別職の業務内容は管理職（部長級以上）と連続性があるため、一般職員ではなく管理職の給与改定率を基に算定することに合理性があると考えます。」

「2. 改定案3を推奨する理由。管理職の改定率を基準とすることで、改定額が抑制され、県民の理解が得られやすくなります。特に改定案3は、改定案2と比較しても改定額が低いため、最も県民の理解を相対的に得やすいと考えます。」

「3. 課題と今後の運用に関する付言。一方で、改定案3は改定手続きが複雑であり、分かりにくい点が県民の理解を妨げる懸念があります。しかし、今回このように手続きが複雑化した要因は、報酬等の額を相当な長期間にわたって据え置いてきたことにあります。したがって、今回の改定においては以下の対応をとることが望ましいと考えます。改定案3に基づいて改定を行う。説明の場において、『手続きが複雑化したのは長期間改定を行わなかったため』と説明する。県民の理解を得やすい改定手続き

とするため、『今後は審議会において定期的に改定の議論を行う』という旨を付言する。」

以上がいただいたご意見です。

会長

委員のご意見でした。

それでは、皆様から改定額についてご意見などをいただければと思います。

委員

結論としては委員のご意見と同じです。

一般職を対象とした場合、近年は初任給のアップによって一般職全体の改定率が高くなっていると想定されますので、部長職との不公平感が出てくるかと思います。

もう1つは、やはり県民感情というものもあります。この理由だと案2になりますが、県議会議員にある格差が補正されるという部分を含めると、案3に賛成です。

委員

私も、結果としては、改定案3に賛成したいと思います。

私はこの前の審議会で「現状維持」と申し上げました。

まずはやはり、一県民として、県民の心情に重きに置いて考えたいと思いました。

改定案2か3か考えると、議員の、特に副議長の報酬が低かったので、改定案3で賛成したいと思います。

委員

私も、課題の諸面や皆様のご意見を踏まえ、案3でよいと思います。

金銭的にも県民の心情に配慮した内容でありますし、議長・副議長に対しても配慮されているという点から、案3がよいと考えます。

委員

私も案3です。

ただ、先ほど委員のご意見にもありましたように、この金額に決めた背景はなかなか説明が難しいと思いますので、県民の理解を得るために、何らかの工夫が必要なのではと思います。

委員

私は改定案4を提出したいと思います。

今日示していただいた事業所規模5人以上の給与額の増減。2番「所定内給与」は2.67%の増減とありますので、増減率は2.67%にすべきだと思います。

さらに、議員には政務活動費が年間360万円支払われているということですので、議員は年収から360万円を引いた金額に対して、2.67%増減率を掛けたらどうかと思います。

会長

ご提案いただいた改定案4は、金額としてはいくらになりますか。

委員

現行額に対し、知事・副知事については1.0267を掛けた金額です。

会長

これは、地域手当を含む・含まないのいずれでしょうか。

委員

地域手当については含まずに、基本給に（率を掛ける）。

鈴木職員課長（事務局）

事務局の改定案では、現行額に率を掛けて改定額を算出し、そこに地域手当の率を掛けるという計算になっています。

委員

では、地域手当は含まずに 1.0267 を掛ける。

議長、副議長、議員については、現行額から 360 万円を引いた金額に 1.0267 を掛ける。

会長

金額の計算はされていませんか。最終的にいくらになるか、イメージをしやすいように。

後ほど、他の委員のご意見を伺った後にお伺いします。

知事と副知事に関しては本給に 2.67% を、議長・副議長・議員に関しては 2.67% を掛けた上で 360 万円を引くべきと。

委員

掛ける前に引きます。

会長

わかりました。360 万円を引いて、2.67% 分を上げるという形ですね。

委員

私も皆さんと同様に、案 3 が適切であると考えます。

仕事の責任であるとか、議員は地域の意見を汲み取り県政に生かすという点で、理想的には案 1 を推したいところですが。県民の感情であったり、県下の補助金の減額であるとか、もっと支援を欲しいと望む声も少なくないという現実もあります。県民の感情も考えつつ、これからの施策であるとか、防災関連の充実を考えると、案 2 又は案 3。副議長の報酬が少ないことを考えると、案 3 が適切かと考えました。

委員

皆さんのご意見で「県民感情」と何度も仰いますが、給料に感情論を持ち込むのはどうなのかなという気持ちが無くはないです。むしろ、今の情勢とか、苦しんでおられる方のことを考えると、もっともっと給料を下げないといけないのではと、それを言い出すときりがないのかなと思います。

逆に、経営者の立場から見ると、むしろ知事の激務の中でこれだけ安い金額でよくやっているなと思ったぐらいでありましたので。安いというのは、一般の人と比べたら高いですけど、役職から見ると安いなと思いましたので、本来なら案 1 と言いたいぐらいです。

でも、そういう気持ち的・感情的なものは置いておいて、統計的な面からバランスを考えると、近年、改定された県を見ると、130 万円弱ぐらいの金額に改定している県が多い。秋田県は 124 万円で、最も低いのは鳥取県 123 万円ぐらい。和歌山が 124 万円にすると、鳥取や秋田と同じぐらい、最も低い金額となる。これからどんどん（他県が）改善されていく中で、バランスを取るという意味では、和歌

山県ももうちょっと上げてもいいのではと感じます。

この金額自体が大きいので、一般の人から見たら「そんなに」と思うかもしれませんが、経営者目線から見ると「安すぎる」と思ったりしますけれども、そういう気持ちは別にして、統計的なバランスで考えたら、案2ぐらいに上げていいのではと思います。

ですので、私は案2です。

委員

前回欠席でしたので、事前に事務局から資料等の説明をいただいております。そもそも増額には賛成の立場をとらせていただいております。

今年の連合の春闘は最終賃上げ率5.01%でまとまりました。金額にすると1万6,400円の賃上げです。連合の春闘が3年連続で5%以上の賃上げを達成できたという結果となりました。

連合から言うところ「賃上げが当たり前の社会になりつつある」という表現を連合の芳野会長もされています。こうした時代背景のもと、特別職の報酬について、昨年は14都道府県が、今年は18都道府県が審議会を開催するということです。時流に乗ってこういう表れかなと感じています。

連合の5%で見ると、部長級ぐらいの案2かなと思いますが、総合的に勘案したら案3が妥当ではないかと思っています。

会長

ありがとうございました。

委員、先ほどの件で補足される点がありましたら。

委員

まず、議長の報酬年額は、期末手当を入れなかったら800万8,260円。副議長が628万3,404円。議員が579万588円です。

会長

私も意見は言える立場ですのでちょっと申し上げますと、やはり特別職というのは労働者とはまた違って、本当に責任の重い立場で、何かがあれば責任を取らねばならないという非常に大きな責任を負いつつという立場だと思っています。

ですので、本来は案1や案2のように、他の公務員が上がっているのであれば、それと同じように何も修正せずに上げるというのが自然であろうと思いますが、ただ、委員の意見にもあったように、長い間改定をしていなかったこともあり、他のところと今比べてみると職務によって凸凹がある。そこはやはり、今の他府県と比べて凸凹がないようにきっちり修正しないといけないだろうなとは思っています。

ですので、今後の改定についてもちょっと先走ってお話しますけれども、「〇〇がどうなれば」というような条件は非常に曖昧で、それをちゃんとチェックしてってくれるのかなという不安もありますので、ある程度期限を切って、別に金額を変えなくてもいい、あまり時流に変化がないと思われるときでも、機械的に開催をして、変更する必要がないことを確認するとかですね、逆に下げるべきではないとか、そのときの情勢に応じてこまめに判断できるのがよいのではないかと思います。

ですので、今回は、私としては、他県の状況や最近の動向を見つつ、案3が適切ではないかと。ただし、今後はちゃんと定期的に開催してほしいと思っています。

先ほど、最近立て続けに他県も改定しているというのもありました。和歌山が今回改定を決めても、奈良も今年度に審議会を開催する予定だと聞いておりますので、近畿で何位と言ってもそれがすぐ変わる可能性もあるというような状況です。定期的に他のところとも見比べつつ、きちんと責任に応じた報酬を支払う必要があると思っています。

委員

すみません、先ほどの計算で、360 万円を足すのを忘れていたので訂正します。

議長が 1,160 万 8,260 円、副議長が 988 万 3,404 円、議員が 939 万 588 円になります。月給×12 箇月分で、期末手当は入らない額になります。

委員

政務活動費を年間 360 万円、議員が受け取っているとのことですが、360 万円全額を議員が使っているのか、返金されてくる分はあるのですか。

岩谷総務課長（県議会事務局）

360 万円すべて使われる人もいますし、100 万円以上残って返金される人もいます。議員によって、活動によって、まちまちです。

会長

政務活動費については、冒頭に資料の配付と説明がありましたけれども、給料と別の根拠規定によって支払われていて、用途が明確に定められている。それを定められた通りに使っているかどうかについては収支報告書で報告をして、余った分は返還をする。収支報告書も公表されているということです。

委員はそれを踏まえても、給料と一緒に考えるべきだというご意見でしょうか。

委員

そうです。個人事業主は売上から経費のすべてを賄いますので、それと同様に考えたら、やはり給料の一部だと思います。

会長

政務活動費も踏まえて、これまでずっと議員、副議長、議長には報酬が支払われてきて、その現状は変わらないけれども、政務活動費を給料の一部として使っているのではないかというお考えで含めるべきだというご意見ですね。

全く別の根拠に基づいて支払われていて、余ったら返金する。全額その人が使うとも限らないものですが、それを満額控除すべきだと。

個人事業主だったら経費で賄うということですが、そうだとした場合でも今まで別の根拠によって支給されていたものを一緒にすべきじゃないかと。この間事情の変更も特には無いのかなと思いますが、本給と合わせて考えるべきじゃないかというのが委員のお考えということですね。

委員

そうです。

会長

わかりました。

他にご質問やご意見はいかがでしょうか。

先ほど述べていただいたご意見を変更されるという方もいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

事務局案の案 3、案 2 がよいのではないかというご意見。案 1 という方はいらっしゃるなかったかと思いますが。あとは委員が提案して下さった新しい案 4。他にご意見、意見交換などがなければ、これで採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、結論を出すために採決したいと思います。

3つの案を提示させていただきます。

1つ目は事務局案2。部長級の給料改定率をもとに算定するという案です。細かな金額は資料にある通りですので復唱いたしません。この案2に賛成の方、挙手をお願いします。

1名ですね。ありがとうございました。

次は、事務局案3です。事務局案2の改定額に、人口規模の類似団体の状況等を踏まえ補正し、知事124万円、副知事97万円、議長98万円、副議長86万円、議員81万円になっております。こちらの案に賛成される方はいらっしゃいますでしょうか。挙手をお願いします。

(各委員の挙手を確認)

会長

6名ですね。

次は、(委員提案の)4つ目の案。

委員に先ほど計算していただいて大変申し訳なかったのですが、正確を期するために、初めに仰っていただいた通りにまとめさせていただこうかと思います。

知事・副知事に関しては、本日配付の資料にある事業所規模5人以上の令和7年の2.67%。この上昇率を掛けるべき。議長・副議長・議員に関しては、政務活動費が支給されている関係上、その政務活動費360万円をまず年俸から控除し、その控除したものに同じく2.67%を掛けるべきというお考えでした。

この案にご賛成の方、挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手を確認)

会長

1名ですね。ありがとうございました。

それでは、事務局案3が出席議員の過半数を満たしていると認めましたので、事務局案3を当審議会の答申案といたしたいと思います。ありがとうございます。

委員

委員のご意見の中で、定期的に見直す必要があるというのがありました。その前提と考えてよろしいですかね

会長

その話をこれから進めようと思います。

この改定案の複雑さに関して、審議会が20年間開催されていないというご意見もありました。

この開催基準について、事務局から案はございますでしょうか。

鈴木職員課長(事務局)

審議会の開催基準につきましては、これまでは「一般職の給与改定率が累積5%以上」になったら開催することとしておりました。

委員の皆様からのご指摘いただいた通り、20年間開催がなかったことを踏まえ、やはり定期的な開催というのが必要かと、事務局としても考えております。

事務局としましては、特別職の任期が4年ですので、これまでの開催基準の「一般職の給与改定率累積5%」に加えて、例えば「4年毎に定期的に開催する」という基準を追加するというのもあるかと思っています。

会長

今、開催基準について説明がありました。ご意見などございますでしょうか。

(各委員から挙手なし)

異論がないということでよろしいですね。

各委員

はい。

会長

それでは、改定時期について、県の内規で定められていた「一般職の給与改定率が累積5%以上」という時期にプラスして、「定期的に4年毎に開催するということを加えて検討すべき」との意見を付したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。

それでは、今回決まりました事務局案3に関し、改定時期と答申に関する審議を行いたいと思います。報酬等の改定を実際にいつ行うかについてご意見などをいただきたいと思います。

まず初めに事務局から説明があればお願いします。

鈴木職員課長（事務局）

報酬等の改定時期は、ご審議いただいた答申がまとまった後、8月に知事に答申いただくということになりましたら、知事が関係条例の改定案を上程するかどうかを判断することになります。

最短のスケジュールとしましては、直近の9月定例会に条例案を上程し、県議会において条例案が可決された場合を想定しますと、9月定例会は通常、9月末が会期末ですので、議決後のきりのよい日である10月1日から適用するというのは、1つの案として考えられるかと思っております。

なお、本県のこれまでの改定時期については、審議会の答申後の直近の議会に条例案を提案しており、議会が終了後の翌月1日から適用するということにしております。

会長

事務局から改定時期について説明がありました。

皆様からご意見をいただく前に、本日欠席されております委員から事前にご意見をいただいておりますので、事務局から紹介をお願いします。

鈴木職員課長（事務局）

先ほどお配りしました委員の意見書の下部に、改定時期についてのご意見がございますので、ご報告いたします。

「改定の実施時期については、できるだけ速やかに実施することが望まれます。社会経済の変化が不確実な状況では、実施時期を遅らせるほど審議会の審議内容が時期外れになる可能性があるためです。」

会長

事務局から、改定時期について、直近の議会に条例案を提案した場合、10月1日に適用することが考えられるとの案がありましたが、この案について何かご質問・ご意見などございますか。

委員

予算について、令和8年度の予算はもう決まっています。

予算に変更があったときは、どのように賄うのでしょうか。

鈴木職員課長（事務局）

ご指摘いただいたとおり当初予算には改定額を計上しておりませんので、9月議会に条例改正を提案するとなりましたら、予算案の補正も合わせて計上していくのが通常です。

委員

そういうことであれば、私は令和9年4月からの適用がよいと思います。補正予算ではなく、令和9年度から。

会長

令和9年4月からというご意見がありました。他の委員のご意見は。

委員

私は速やかに改定した方がよいと思います。

会長

では、明確にするために採決したいと思います。

改定時期に関して、令和8年10月1日とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（各委員の挙手を確認）

会長

7名。ありがとうございます。

令和9年4月が1名ということですので、令和8年10月1日が過半数と認めました。改定時期に関しては令和8年10月1日とすることにしたいと思います。

それでは、まとめます。先ほどの審議で決定しました結果ですが、知事124万円、副知事97万円、議長98万円、副議長86万円、議員81万円とし、改定の実施時期は10月1日として答申したいと思います。

また、開催基準につきまして、これまで県の内規で定めておりました「一般職の給与改定率が累積5%以上」に、「定期的に4年毎に開催すること」を加えて検討すべきとの意見を付すことにしたいと思います。

続いて、答申案について事務局から説明をお願いします。

鈴木職員課長（事務局）

本日ご審議いただいた意見や決定した内容等を事務局で取りまとめ、後日、委員の皆様へ答申案としてご紹介させていただきたいと思っております。委員の皆様からご意見等ございましたら、文案を再調整したいと思っておりますが、最終文案については会長にご確認・ご判断いただいた上で、審議会の答申書としたいと思っております。

会長

事務局から答申書のまとめ方について説明がありました。ご質問やご意見などはございますでしょうか。

特にございませんか。

(各委員から挙手なし)

異議がないということを確認しましたので、事務局において答申案の調整をお願いします。その上で、最終判断は会長が行うこととさせていただきます。

それでは審議会に関しては以上となります。何かご質問などはございますでしょうか。

委員

議事録のコピーは、後日いただけるのでしょうか。

鈴木職員課長（事務局）

基本的にお名前を伏した形で公表したいと思っております。

公表する前に、皆様方にご確認をいただきたいと思っております。

会長

他にご質問などございませんか。

それでは、委員の皆様、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。

審議会の答申書については、事務局において文案を調整の上、取りまとまりましたら、私から知事へ答申を行いたいと考えております。

以上で審議会は終わります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

鈴木職員課長（事務局）

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。

閉会にあたり、総務部長の山本からご挨拶申し上げます。

山本総務部長（事務局）

委員の皆様には、大変お忙しい中お集りいただき、慎重にご熱心にご審議いただき、厚く御礼申し上げます。

このあと、事務局で答申文案を作成し、各委員にご確認いただいた後、会長から知事に答申をいただくこととなります。県としましては、答申内容を踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。

今後とも県政へのご指導、ご協力をお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

鈴木職員課長（事務局）

答申案は速やかに照会いたしますので、大変お忙しい中恐縮ですが、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

答申案が取りまとめましたら、会長から知事に答申書をお渡しいただく日の決定を行いまして、皆様にご報告したいと思っております。答申日は8月上旬頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。